

正

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書

(第一面)

申請書の記入例
《 更新・法人 》

を確認できる書類を貼り付けてください。
1級の場合.....17,000円
2級の場合.....11,000円
木造の場合.....11,000円

〔記入注意〕

- ※印欄は、記入しないでください。
- 登録申請者氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一級
二級 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と
木造 相違ありません。
平成 27年 6月 25日

代表者印

株式会社福島建築設計 代表取締役 福島 太郎 印

登録申請者氏名

福島県指定事務所登録機関
一般社団法人 福島県建築士事務所協会会長 様

※事務所名称に「一級（二級・木造）建築士事務所」等の記載が無くても登録可能です。

建築士事務所	ふりがな 名 称	かぶしがいいしやふくしまけんちくせつけい 株式会社福島建築設計一級建築士事務所		
	所在地	〒960-8061 福島県福島市五月町4-25 福島県建設センター5F 電話 024-521-4033 FAX 024-521-5087		
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
登 録 申 請 者	個人であるとき	ふりがな 氏 名	建築士 の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>
	法人であるとき	ふりがな 名 称	かぶしがいいしやふくしまけんちくせつけい 株式会社福島建築設計	
		事務所 所在地	〒960-8061 福島県福島市五月町4-25 福島県建設センター5F	
建 築 士 事 務 所 を 管 理 す る 建 築 士	ふりがな 氏 名	ふくしま けんたろう 福島 健太郎	登録番号	第 0001 号
	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	一級建築士	登録を受けた都道府 県名(二級建築士又は 木造建築士の場合)	
	管理建築士講習を 修了した年月日	平成22年10月1日	修了証番号	第101G-11111X号
現 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号		平成 22年 8月 1日 福島県知事登録第11(208)1111号		※ 審 査
新規 <input type="checkbox"/>	更新 <input checked="" type="checkbox"/>	※ 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	平成 年 月 日 福島県知事登録 第 号 記入不要	

副

一級
二級
木造

建築士事務所登録通知書

※ 通知欄	建築士法第23条の3第1項の規定により登録をしたので通知します。 年 月 日 記入不要 福島県指定事務所登録機関 一般社団法人 福島県建築士事務所協会会長 印			
建 事 務 所	ふりがな	かぶしがいいしやふくしまけんちくせつけい 株式会社福島建築設計一級建築士事務所		
	所在地	福島県福島市五月町4-25 福島県建設センター5F 電話 024-521-4033 番		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
登 録 申 請 者	個人であるとき	ふりがな	建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>
	法人であるとき	ふりがな	住所	
建 築 士 事 務 所 を 管 理 する 建 築 士	ふりがな	ふくしま けんたろう 福島 健太郎	登録番号	第0001号
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	管理建築士講習を修了した年月日	平成22年10月 1日	修了証番号	第101G-11111X号
現登録年月日及び登録番号		平成22年 8月 1日 福島県知事登録第11(208)1111号		※ 審 査
新 規 更 新 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	※ 登録年月日及び登録番号	年 月 日 福島県知事登録第 記入不要 号		
	※ 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		

注 本書には、建築士法施行規則第19条各号に掲げる書類を添付する。

(第三面)

役員名簿

[記入注意]

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	役名	生年月日
ふくしま たらう 福島 太郎	代表取締役	明治・大正 昭和・平成 25年 4月 1日
ふくしま けんたろう 福島 健太郎	取締役	明治・大正 昭和・平成 50年 4月 1日
ふくしま じろう 福島 次郎	取締役	明治・大正 昭和・平成 28年 4月 30日
ふくしま はなこ 福島 花子	監査役	明治・大正 昭和・平成 28年 12月 12日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日

(備考)

別紙 有
無

添付書類 (ロ)

略 歴 書

登録申請者
管理建築士

登録申請者が管理建築士を兼ねている場合は、両方に○を付けて下さい。

[記入注意]

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入して下さい。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には個人印を入れてください。

個人印

氏 名	福島 太郎	印	生年月日	昭和25年4月1日
建築士の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 登録 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	第0002号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別	
	昭和48年3月	〇〇大学 建築学科	卒業	
職 歴	期 間 年月 ~ 年月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	
	平成17年4月～ 現在に至る	株式会社福島建築設計	代表取締役	
	平成10年4月～ 平成17年3月	株式会社福島	設計部長	
	平成3年4月～ 平成10年3月	福島工務店有限会社	設計課長	
	昭和48年4月～ 平成3年3月	福島建設	現場監督	
歴				


最終学歴から現在に至るまで、空白の期間がないように記入して下さい。

添付書類 (ハ)

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 27 年 6 月 25 日

登録申請者の氏名又は名称 株式会社福島建築設計
代表取締役 福島 太郎 (署 名) 

福島県指定事務所登録機関

一般社団法人福島県建築士事務所協会会長 様
記

代表者印

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 暴力団員による不当に行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）

- [記入注意]
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。また押印は省略できません。（法人の場合は法人登記登録印、個人の場合は認印）
 - 2 3から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。